

5月は自動車税の納期です

令和8年度の自動車税納税通知書は、5月1日（金）に発送します。
6月1日（月）までにお納めください。

※令和8年4月1日から、「自動車税種別割」の名称が「自動車税」に変わりました。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続きをすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。
他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

～車検時に納税証明の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができます。

（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局HP
都税の支払い方法



—都税についてのお知らせ—

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税の**減免申請**はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免の対象となる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

<申請場所> 都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所

<申請期限> 納期限（令和8年6月1日（月））

* 新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期限間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所ください。ご協力をお願いいたします。

<必要書類>

① 減免申請書 ② 身体障害者手帳等

③ 運転免許証（コピーの場合は表裏両面。マイナ免許証（免許情報が記録されたマイナンバーカード）のみをお持ちの場合は主税局HPで必要書類をご確認ください。）

* 障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～③に加え、

④ 所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

* 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいの親族（パートナーシップ関係にある方を含む）の場合

上記①～④に加え、

⑤ 「親族（パートナーシップ関係）であること」が確認できる書類

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土日・休日・年末年始を除く。）

車検時の自動車税納税証明の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行えますので、車検時に必要となる納税証明の提示を省略できます。また、納税証明紛失時の再交付申請も不要です。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明（継続検査等用）をご提示ください。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



【ご注意ください】

- ◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明（継続検査等用）をご提示ください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅等を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅等を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅等を除却した翌年度から最長5年度分について、住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日）までに申請してください（毎年申請が必要です。）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免の手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年5月29日(金)13時～令和8年6月15日(月)23時	
入札期間	令和8年6月23日(火)13時 ～ 令和8年6月25日(木)23時	令和8年6月23日(火)13時 ～ 令和8年6月30日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所(台東都税事務所 03(3841)1271)	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。
- 詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。**

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。